

Fair Finance Guide Japan 人権テーマ調査報告書



ミャンマー国軍の金づるは誰だ！？

—直接・間接の資金供与が危惧される日本企業とそのファイナンス

Who is Financing the Myanmar Military?

Tracking Monetary Flows from Japanese Businesses and their Finances

2021年10月20日
(改定：2022年2月15日)
Fair Finance Guide Japan
協力：メコン・ウォッチ



<http://fairfinance.jp>



本報告書の作成にあたってはスウェーデン国際開発協力庁（Sida）の助成を受けています。

This material/production has been financed by the Swedish International Development Cooperation Agency, Sida. Responsibility for the content rests entirely with the creator. Sida does not necessarily share the expressed views and interpretations.

<概要>

ミャンマーでは2021年2月1日に軍事クーデターが発生し、以降の国軍による非道な行為が注目を浴びている。労働組合やLGBTQ団体、医療従事者や教員など多くの民衆が軍政復活に反対の意を示したが、2月9日に首都のネーピードーで治安維持部隊の発砲により最初の死者が出てから、国軍は非武装の市民への暴力行為を激化させた。クーデターから半年が過ぎた8月2日の時点で、殺害された人は945名、5,474名の方が恣意的拘束を受けている。これら殺害された人の中には、子どもやデモに参加してなかった人も含まれる。

そして、これらクーデター以降の国軍の非道な行為が注目を浴びているが、国軍の軍事作戦や「治安維持」と称する活動によって発生した人道に対する罪や人権侵害は、それ以前から長期に渡って続いてきたことを再認識しなくてはならない。

2011年になって「民政化」が進められたかのように見えるが、実際には国軍は常に選挙で選ばれる文民政権から高い独立性を認められていた。すなわち、同国では武装組織を持たない文民政権と国軍、という二重権力状況にあった。そのようにシビリアン・コントロールが存在しない中で軍が関与する人権侵害が行なわれてきたと見られている。

例えば、ラカイン州のロヒンギャ・ムスリム住民に対し、2017年8月に非常に強い軍事行動が行われた。国際的な人権団体は、ラカイン州北部のロヒンギャ・ムスリムが住民の大半を占める村落のうち数百カ村で殺害、レイプ、恣意的拘禁、民家への大規模放火等の人道に対する罪に相当する行為が行なわれたとしている。このラカイン州の人道危機に関し、2019年11月11日、ミャンマー政府は国際司法裁判所(ICJ)に「集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約(ジェノサイド条約)」違反を理由に提訴されている。並行して、国連人権理事会の指名した国際的な独立調査団である「ミャンマーに関する事実調査団」が結成されたが、2018年に同調査団が出した報告書は、ミャンマー国軍が行った残虐行為を「戦争犯罪と人道に対する罪の両方に相当する」と発表された。

しかし、このような行為が行われている中でも、ミャンマーは一方で「最後のフロンティア」とまで呼ばれ、海外からの投融資が殺到して急速な経済発展を遂げた。そしてその発展は文民政権の支配が及ぶ範囲に限らず、国軍やその関与が深い企業にも繁栄をもたらした。むしろ、上述の国連調査団は国軍と関与の深いMEHL社及びMEC社は文民が所有するどの企業よりも多額の収入を生み出してきたと結論付けている。MEHLは国軍幹部が経営に深く関与しており、株もすべて現役および退役の将校、連隊や部隊、退役軍人が所有している。MEHLやMECと両社の子会社が生み出す莫大な収入の大半は政府の公式予算に取り込まれず、人道に対する罪を犯している可能性が高いとされる国軍の資金となっていると同調査団は報告している。

この状況を鑑みるに、ミャンマーでビジネスを行なう事業者や同国に投資をするものは、「民政化」と並行し、独立した軍部が権力を持つ二重の権力構造を理解した上で、その取引が誰を利するものであるのかを十分に把握して適切な人権デュー・ディリジェンスを実行していなければならない、それを放置すれば人道に対する罪に間接的に加担していることになりかねない。

実際に、東京建物株式会社、大和ハウスグループの子会社である株式会社フジタが中心となって進められるY-Complex事業では、すでに開発地の賃料として国軍の兵站総局に年間218万ドルの支払いが行われた疑いが非常に高いこと、リース期間終了後に敷地で行なわれた開発成果の一切は国軍に移転されることになっている。この事業にはプロジェクトファイ

ナンスとしてみずほ FG と三井住友 FG そして国際開発銀行(JBIC)が合計 144 百万米ドル(約 163 億円)の協調融資を実行している。

さらに、キリンホールディングス株式会社はミャンマー国内で事業展開をするにあたって買収した現地法人はいずれも上述の国軍と関与の深い MEHL 社との合弁企業である。どちらもキリン HD の保有率は 51%、MEHL 社が 49%というアレンジメントであり、通常通りに配当が支払われる状況であれば、いわば利益は折半されることになる。キリン HD がミャンマー国内で事業を通じて利益をあげることは、すなわち国軍と関与の深い企業を利することである。この点はこれまでも国内外の NGO からその問題点を指摘されてきた。キリン HD はそれに対して人権デュー・ディリジェンスを実施しているが、それは指摘された問題点を履き違えた調査にとどまり、再度行われた外部評価者の調査でも、有効な証拠を入手できずに終わっている。

Fair Finance Guide Japan では、日本の官民の銀行がこのように人権リスクが十分に予見された取引に資金供与をしてきた点を重く受け止め、今後さらにデュー・ディリジェンスを強化することを求める。具体的には、

- 三菱 UFJ**にはキリン HD のメインバンクとして、証券引受と企業融資を合わせて 900 億円の融資が確認された。通常の投融資関係を超えた影響力を持つメインバンクとしては、キリン HD が速やかに国軍と関与の深い企業との合弁を解消するべくレバレッジを行使すべきである。
- みずほ及び三井住友**は上述のように Y コンプレックス事業の内容と関係者を十分に知りえる立場にありながら、2 社の合計で 97 百万米ドルのファイナンスを実行していることが確認された。両行は自身が署名する赤道原則に従って、融資先事業が人や地域社会への影響を及ぼすことが無いように十分な事前および融資実行中の働きかけを行ない、改善が見られない場合には人道への観点から融資撤回や早期返済を求めるべきである。
- 三井住友トラスト及び農林中央金庫**はそれぞれにキリン HD への投融資が確認されており、それらが人権方針に合致したものといえるものなのか再考するべきである。とりわけ、三井住友トラストは多額のキリン HD への投資が確認されたが、同社が今後ミャンマー事業を通じて運用益が出たとしても、それは現状の合弁関係が解消されない限りは、自社を利すると同時に国軍と関与の深い企業も利するものなのであるということを再認識するべきである。
- 国際協力銀行 (JBIC)** は Y コンプレックス事業へ 47 百万ドルの融資を行なっているだけでなく、キリン HD の現地合弁企業設立の際には買収総額 560 百万ドルの「一部」を融資したことが確認されている。JBIC は自社が行なう投融資に対して「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」を設けており、そこには「合理的と考えられる範囲内での派生的・二次的な影響」を含めて調査・検討の対象とすることが含まれている。国連機関による独自調査によって問題が明らかにされたのであれば、それは十分に合理的な社会リスクと認知した上で、早急な対応をすることが強く求められる。

Executive Summary

In Myanmar, where a military coup d'état took place on February 1, 2021, subsequent brutal acts by the Myanmar military have drawn attention. Labor unions and LGBTQ organizations as well as many people including media workers and teachers expressed opposition to the restoration of military rule, but since the first person was shot to death by security forces on February 9 in the capital Naypyidaw, the military has intensified its use of violence against unarmed citizens. As of August 2, half a year after the coup, 945 people have been killed and 5,474 people are under arbitrary detention. The death toll includes children and people who were not participating in demonstrations.

While much attention has been paid to these brutal acts by the Myanmar military committed after the coup, it needs to be understood again that crimes against humanity and human rights violations stemming from military operations and “security operations” had been going on since long before the coup.

Although it may seem as though “democratization” has made progress since 2011, in fact the military was always granted a high degree of independence from the elected civilian government. In other words, in Myanmar, a dual power situation existed where the civilian government without an armed wing and the military both held power. As such, it is assumed that human rights violations have occurred with the military’s involvement in the absence of civilian control.

For example, in August 2017, an extremely intense military action was taken against Rohingya Muslims in Rakhine State. An international human rights organization stated that killings, rapes, arbitrary arrests, and mass arson of homes were committed in hundreds of predominantly Rohingya villages in Rakhine State. Regarding this humanitarian crisis in Rakhine State, On November 11, 2019, a case was filed against the Myanmar government at the International Court of Justice (ICJ) for alleged violation of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Genocide Convention). At the same time, the UN Human Rights Council appointed an independent international “Fact-Finding Mission on Myanmar.” The Mission in 2018 criticized the Myanmar military for its crimes against humanity and stated that the atrocities “constitute serious violations of international humanitarian law amounting to war crimes”

However, even while these acts were being committed, Myanmar on the other hand was even called “the last frontier,” and achieved rapid economic growth as it was flooded with investment and loans from overseas. The growth reached beyond the range of control of the civilian government and brought prosperity to the military as well as companies with close ties to the military. Rather, the Fact-Finding Mission concluded that MEHL and MEC and their subsidiaries generated more revenue than any civilian-owned company in Myanmar. Senior military officials are deeply involved in the operation of MEHL, and all shares in MEHL are held by current or former military officers, regiments and units, and former servicemembers. The Mission reported that much of the vast revenue generated by MEHL and MEC and their subsidiaries is not captured by the official budget and is funding the military which is highly likely to be committing crimes against humanity.

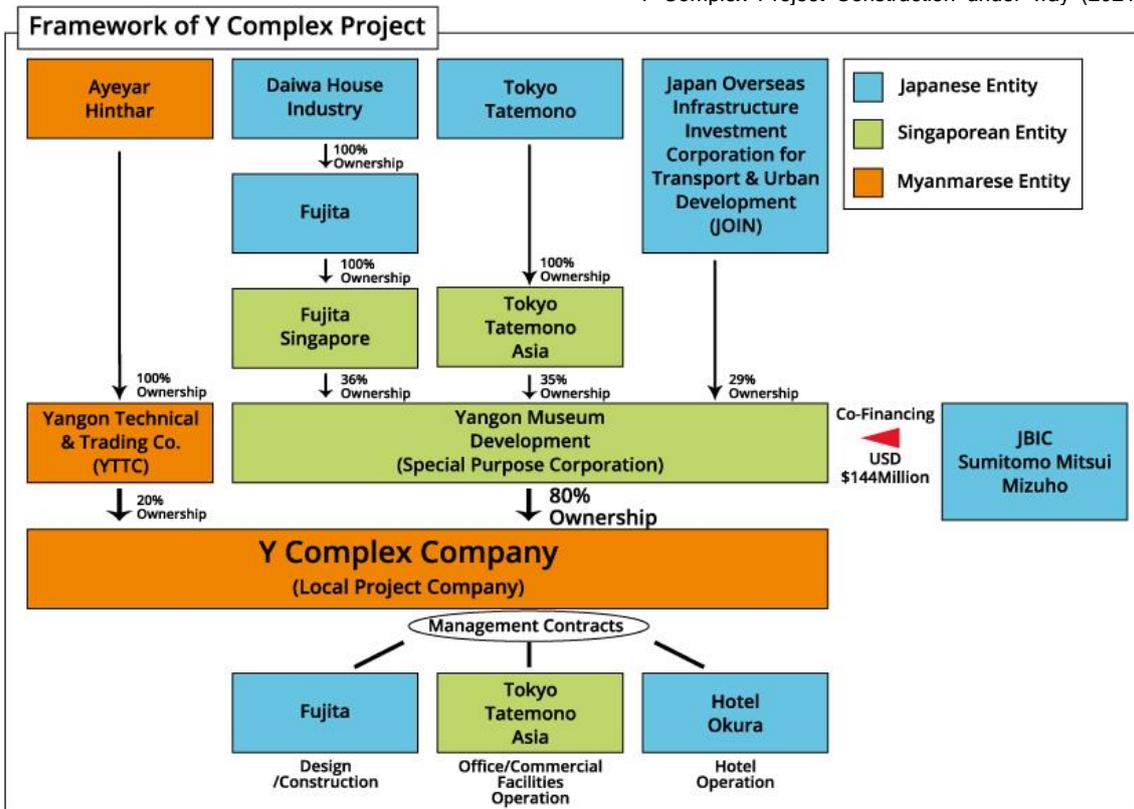
Given this situation, entities conducting business or investing in Myanmar must understand the dual structure where an independent military holds power, be fully aware of the beneficiaries of the business relationship, and conduct appropriate human rights due diligence. If they do not take action, they may indirectly be complicit in crimes against humanity.

In fact, in the Y Complex development project which is led by Tokyo Tatemono Co. Ltd. and Fujita Corporation, a subsidiary of the Daiwa House Group, there is a strong suspicion that

USD2.18 million in annual land rent for the project site has already been paid to the Office of the Quartermaster General of the Myanmar Army. Further, everything developed on the land will be transferred to the military upon termination or expiry of the land lease. This project is co-financed by Mizuho Bank, Ltd., Sumitomo Mitsui Banking Corporation and the Japan Bank for International Cooperation for the amount of USD144 million (about JPY16.3 billion).



Y Complex Project Construction under way (2021)



Further, the local corporations that Kirin Holdings Company, Ltd. acquired to operate in Myanmar are both joint ventures with MEHL, which as mentioned is closely affiliated with the military. In both joint ventures, Kirin holds 51% and MEHL holds 49% of the shares, which means that in a situation where dividends are paid normally, Kirin and MEHL will divide the profits equally. If Kirin generates profit through its operation in Myanmar, it means that a corporation with close ties to the military will benefit. This issue has been pointed out by NGOs inside and outside Japan. Although in response Kirin Holdings has conducted human rights due diligence, it was in effect no more than a misguided investigation, and a second investigation by an external evaluator failed to obtain useful evidence.

Fair Finance Guide Japan takes seriously the fact that Japanese public and private banks have provided funds for business operations where human rights risks were fully foreseeable, and demands that due diligence be strengthened from now on. Specifically:

It has been confirmed that **MUFG Bank, as the principal bank for Kirin Holdings, has provided a total of JPY90 billion** in underwriting and corporate loans. As the bank that has more influence over Kirin than a normal lender and investor, MUFG Bank should exercise its leverage so that Kirin Holdings will dissolve without delay the joint ventures with a company closely affiliated with the Myanmar military.

It has been confirmed that **Mizuho Bank and Sumitomo Mitsui Banking Corporation provided a total of USD97 million in financing for the Y Complex development project** even though they were in a position to be fully aware of the details of and stakeholders involved in the project. Both banks should make sufficient efforts before and during lending to ensure that the project they are financing do not affect local people and communities, in accordance with the Equator Principles which they have both adopted. If there is no improvement, they should demand cancellation of the loan or early repayment, on humanitarian grounds.

It has been confirmed that both **Sumitomo Mitsui Trust Holdings and Norinchukin Bank have provided investment and lending to Kirin Holdings**. Both banks should reconsider whether such financing is in accordance with their human rights policies. It has been confirmed that Sumitomo Mitsui Trust Holdings in particular has made a large investment in Kirin Holdings. Even if it gains investment profit through the operations in Myanmar, it should recognize again that those operations benefit not only itself but also a company closely affiliated with the Myanmar military unless the ongoing joint ventures are dissolved.

It has been confirmed that the **Japan Bank for International Cooperation (JBIC) has provided a loan of USD47 million in for the Y Complex development project as well a loan for "a portion" of the USD560 million that was paid by Kirin Holdings** in establishing the joint ventures in Myanmar. JBIC has established "Guidelines for Confirmation of Environmental and Social Considerations," which applies to its loans and investments. The guidelines provide that "derivative and secondary impact" are to be examined and investigated "to a reasonable extent." Given that an independent investigation by an UN-backed organization has exposed problems, JBIC is strongly urged to recognize those problems as a reasonable social risk and respond urgently.

背景：ミャンマーにおける人権状況と人道危機

ミャンマーでは、同国軍により重大な人権に対する侵害が続いている。ミャンマー国軍は、国家予算以外に、独自のビジネス網を構築し、その活動の原資としていることが、近年明らかにされてきた。2011年の「民政化」以降、日本政府は1兆円に上る円借款を同国に供与している。そして400社を超える日本企業が同国に進出しているが、一部はこの国軍のビジネス網に巻き込まれ、国軍の人権侵害に関与している可能性が高い。本報告書では、2つの事例を通し、ミャンマーでの企業活動における問題点の理解を深め、避けるべき投資を示す。

アジア・太平洋戦争終結後に、ミャンマー（ビルマ）が独立してから約70年間、同国では国軍による人権侵害が続いている。

ミャンマーは、英国の植民地であったその歴史的な成り立ちから、東南アジアの他の国と同様、独立時にその植民地の境界線を国境として引き継ぎ、領土内に多くの民族が暮らしてきた。英国が統治のため多数派のビルマ民族を抑圧する際、少数民族を優遇、利用するなどしていたため、独立当初から、文化や習慣の違いだけでなく政治的な要因でも民族間の対立が生じていた。また、アジア・太平洋戦争時にミャンマー（当時のビルマ）に進出した日本軍も、同様の政策を現在のラカイン州にあたる地域などで取り、分断を深めたと言われている¹。

独立後の政権の統治能力の不足による国軍への権限委譲後、国民が民主的な体制を望んでも、50年もの間、クーデターや民主化運動弾圧で、国軍の独裁体制は崩れなかった。2011年になり国軍が進めた「民政化」まで軍事政権が続いた。

ミャンマー国軍は独立の際の領域であるビルマ連邦（現在のミャンマー）の統一の維持に、自らの存在の正当性を見出していると言われている。また、70年間実戦を継続している世界で唯一の軍隊、とも言われる国軍は、民主化運動や少数民族の独立や自治権を求める動きをその統一の妨げになる「敵」として認識し弾圧してきた。

特に、1988年の民主化運動、2007年の僧侶が中心となった政府への抗議が国軍により弾圧され、多くの死傷者や逮捕者を出したことは世界にも知られている。1988年には、3千人もの人たちが虐殺されたとみられている。また、複数の少数民族居住地域で国軍と民族武装勢力との紛争が続いている。そこでは国軍が民族武装勢力の掃討作戦の一環として行なう強制労働や強制移住、性暴力、超法規的殺害などにより、被害を受ける少数民族住民が少ない²。国軍は開発事業を進めるためにこうした残忍な作戦を行なうこともある³。2020年末の時点で、ミャンマーからは98万人が隣国で難民となり、国内避難民も37万人を数えていた⁴。

「民政化」後の2017年8月にもミャンマーでは、ラカイン州のロヒンギャ・ムスリム住民に対し、2017年8月に国軍も関与した疑いが非常に強い軍事行動が行われた。国際的な人

¹ 宇田有三、「ロヒンギャ差別の深層」(2020年)など。

² 例えば、シャン人権基金、「強かんの許可証(2002)」
http://www.ajwrc.org/doc/LtoR/LtoR_01.html (2021/10/6 閲覧)。

³ 例えば、次のような報告がある。Dispossessed: Forced Relocation and Extrajudicial Killings in Shan State. April 1998. Shan Human Rights Foundation.

Total Denial Continues: Earth Rights Abuses Along the Yadana and Yetagun Pipelines in Burma. 2000. EarthRights International.

Dammed by Burma's Generals: The Karenni Experience with Hydropower Development From Lawpita to the Salween. 2006. Karenni Development Research Group. など

⁴ <https://reporting.unhcr.org/sites/default/files/Myanmar%20Emergency%20Update-1August2021.pdf>

権団体は、ラカイン州北部のロヒンギャ・ムスリムが住民の大半を占める村落のうち数百カ村で殺害、レイプ、恣意的拘禁、民家への大規模放火を行い、これらが人道に対する罪に相当するとしている⁵。難民の多くを占めるのは、これによってバングラデシュに逃れた人たちである。

このラカイン州の人道危機に関し、2019年11月11日、アフリカ西部のイスラム教国ガンビアがミャンマー政府を相手取り、国連の主要な司法機関である国際司法裁判所（ICJ）に「集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約（ジェノサイド条約）」違反を理由に提訴をしている⁶。国際司法裁判所はミャンマー政府に対し、集団殺害を防止し、証拠保存措置を講じるよう求める暫定措置命令を出した⁷。

ラカイン州の問題については、後述する国連人権理事会の指名した国際的な独立調査団が結成されたが、2018年に同調査団は、ミャンマー国軍が行った人道に対する罪を非難すると共に残虐行為が「戦争犯罪に相当する国際人権法違反である」と報告している⁸。

2021年に発生したクーデター以降の国軍の非道な行為が注目を浴びているが、国軍の軍事作戦や「治安維持」と称する活動によって発生した人道に対する罪や人権侵害は、それ以前から長期に渡って続いてきたことを理解する必要がある。

2021年クーデター以降の状況

2021年2月1日未明、ミャンマー国軍（以下、国軍）は、憲法417条に基づいた非常事態宣言を発令、アウンサンスーチー国家顧問やウィンミン大統領ら政府要人を拘束、全権を掌握したと宣言し、翌日には「国家統治評議会」を設立、ミンアンプライン国軍司令官が議長に就任した。

この日は、2020年11月に実施された選挙後、初めての議会招集で、首都ネーピードーに当選者が集まっていた。この選挙ではアウンサンスーチー氏が率いる国民民主連盟（NLD）が大勝し、国軍系の連邦団結発展党（USDP）は議席を減らした。国軍側は選挙の不正があったとし、国会開催延期を求めたが、NLDに拒否されていた。非常事態宣言は、「誤った強制手段による国家主権の乗っ取りの試み」等がその発出の要件とされているが⁹、国軍が非難する選挙は、日本も含め国際的な監視団が概ね公正に行われたと認めており、その主張はミャンマー市民にも国際的にも受け入れられていない。

2月6日には千人規模のデモが最大都市ヤンゴンで発生し、労働組合やLGBTQ団体など、多種多様なグループが路上で軍政復活に反対の意を表した。主な参加者であるZ世代と呼ば

⁵ ヒューマン・ライツ・ウォッチ。「ビルマ：ロヒンギャ成人女性と少女、大規模なレイプ被害 兵士による集団強姦、子どもの殺害」などによる。 <https://www.hrw.org/ja/news/2017/11/16/311441>

⁶ 石塚智佐。「国際司法裁判所におけるロヒンギャ問題(2020/6/21)」。
<https://jsil.jp/archives/expert/2020-12>

⁷ ヒューマン・ライツ・ウォッチ。「ロヒンギャ問題に関して国際司法裁判所がミャンマーに対して判決」
<https://www.hrw.org/ja/news/2020/01/23/338154>

International Court of Justice, 2020年1月23日

<https://www.icj-cij.org/public/files/case-related/178/178-20200123-SUM-01-00-EN.pdf>

⁸ 国連人権理事会。“Report of the detailed findings of the Independent International Fact-Finding Mission on Myanmar,” September 17, 2018. (A/HRC/39/CRP.2)

https://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/FFM-Myanmar/A_HRC_39_CRP.2.pdf (2021/10/6 閲覧)。

⁹ 中西嘉宏。「ミャンマー政変、その背景と構造」『世界』2021年4月号（岩波書店）を参照。

れる若者たちは、SNS を使ってそれらの動きを効果的に世界に発信し続けた。

また、医療従事者から始まった市民不服従運動(CDM)に、教員など多くの公務員が参加している¹⁰。

だが、2月9日に首都のネーピードーで治安部隊の発砲により最初の死者が出てから、国軍は、非武装の市民への暴力行為を激化させた。特に3月27日の国軍記念日には、114名が銃撃などによって殺害された¹¹。また、6月11日の政治囚支援協会の声明によると、この時点で少なくとも22名が拘束後の拷問によって殺害された他、銃撃を受けて重傷を負った人を、火のついたタイヤが燃える中に放り込むという事例など¹²、常軌を逸した暴力が報告されている。クーデターから半年が過ぎた8月2日の時点で、殺害された人は945名、5,474名の方が恣意的拘束を受けている¹³。これら殺害された人の中には、子どもやデモに参加しなかった人も含まれる。また、不服従運動への参加者の拘束も相次いでいる。

同国では6月から新型コロナウイルス感染症患者の増加で、死者が急増している。クーデター以降、医療従事者の多くが市民不服従運動に参加しているが、国軍側はこれに参加する医師や看護師を拘束、指名手配している。そのため、多くの医療関係者が潜伏生活を強いられ、医療体制は機能不全に陥っている。また、自宅療養者に対する医療用酸素の供給は、個人が購入するか、民間の慈善団体の配布が命綱となっていたものが、国軍は7月中旬に一般市民への酸素の販売を制限、許可制とした。これにより更に供給の遅れが生じ、死亡者が増えるという懸念が報じられている¹⁴。国軍がパンデミックへの適切な対応を怠っているため、多くの市民の命が失われていることも、看過できない人権侵害である。

国軍が全権の掌握を宣言してから半年後の8月1日、国軍司令官は暫定首相に就任したと宣言しているが、市民の支持は、クーデターの正当性を否定するミャンマー連邦議会の議員有志が2021年2月5日に組織したミャンマーの政治組織であるCRPH(連邦議会代表委員会)と、それが主導し4月に設立した国民統一政府(NUG)に集まっている。国軍による統治も、権力奪取の方法とその後の常軌を逸した暴力により、ほとんどのミャンマー市民、そして国際社会からも受け入れてられていない。

報道によれば、ミャンマーの国土の約3分の1の国境地帯が、約20の武装勢力に支配されていると推定されるという。主な武装勢力には、ワ州連合軍、カレン民族同盟、カチン独立軍、アラカン軍、タアン民族解放軍、ミャンマー民族民主同盟軍などで、2015年以降、10の武装勢力が政府と全国規模の停戦合意に署名したが、北部カチン州やシャン州、西部ラカイン州など一部地域では戦闘が続いていた¹⁵。これらの地域では、前述のように独立後継続して武力衝突による被害や展開する国軍による人権侵害が発生していた。

¹⁰ 工藤 年博. 「(2020年ミャンマー総選挙)クーデターの背景——誤算の連鎖」

https://www.ide.go.jp/Japanese/IDEsquare/Eyes/2021/ISQ202120_008.html?fbclid=IwAR1IWip88zxqnBvg2ftdaGBf4xmWC6td28zd03hMJhgdsVEf9_36JrMoEg8 (2021/10/6 閲覧)

¹¹ Myanmar Now. Cities terrorised as junta escalates lethal violence against public on Armed Forces Day. <https://www.myanmar-now.org/en/news/cities-terrorised-as-junta-escalates-lethal-violence-against-public-on-armed-forces-day>

¹² 政治囚支援協会 6月11日の声明. <https://aappb.org/?p=15746>

¹³ 政治囚支援協会のまとめ <https://aappb.org>

¹⁴ Frontier Myanmar. 2021年8月2日報道.

<https://www.frontiermyanmar.net/en/we-cant-help-patients-who-are-in-need-deaths-continue-as-regime-tightens-grip-on-oxygen/>

¹⁵ AFP. 「【解説】ミャンマーの少数民族武装勢力(2021/4/1)」に記載されたシンクタンク「国際危機グループ(ICG)」のまとめ. <https://www.afpbb.com/articles/-/3339834>

クーデター以降、少数民族地域での国軍の攻撃も激化し、国内避難民が増加している。国連 UNHCR のまとめでは、8月1日時点でクーデター以降 2.2 万人が難民に、20.6 万人が新たに国内避難民となったと伝えられている¹⁶。

また、カレン民族平和支援ネットワーク¹⁷が 2021 年 5 月 25 日に発行したブリーフィングペーパーによると、国軍はクーデター以前からカレン州北部で砲撃を行い、2021 年 1 月までに 5,000 人以上が避難民となっていた。クーデター以降は、砲撃に加えて約 25 年ぶりに空爆も行なわれ、カレン州のムトロー（パプン）地区で、国軍の攻撃より人口の 90 パーセント近くに当たる 7 万人以上が避難を強いられている¹⁸。また、タイを拠点とするカチン民族団体のタイ・カチン女性協会が発表したブリーフィングペーパーによると、ミャンマー国軍とカチン独立軍との戦闘が起きている農村部では、国軍が民間人に対して拷問、恣意的な銃撃、居住地域の砲撃などを行なっている。カチン州南東部では砲撃で村人 9 人が死亡、3 人の子どもを含む 15 人がけがをした。また、治安部隊による脈絡のない銃撃で、2 人が死亡、3 人がけがをしている¹⁹。

雨季に入り、実体の把握も難しくなり、このように被害がまともられているのは、全体の被害のごく一部であると考えられる。

ミャンマー国軍への資金供与に関わる日本企業

1992 年から軍のトップだったタンシュエ将軍から、権力を引き継いだ軍出身のテインセイン首相は、2011 年 3 月に大統領に就任すると、一部政治囚を釈放し報道の自由を認め、国軍の弾圧対象であった NLD に歩み寄るなど、これまでにない柔軟な政策をとった。NLD も、当初は軍政が制定した 2008 年憲法を拒否していたが、後に態度を軟化させ、2012 年の補欠選挙に参加し、限定的ながら民主化の動きは加速した。

テインセイン大統領の下、ミャンマーは「最後のフロンティア」と呼ばれ、海外からの投資が殺到し、急速な経済発展を遂げた。2015 年には NLD が総選挙に勝利し、新政権が発足、国際社会はミャンマーの民主化が順調に進んでいるとみなしていた。

だが、この「民政化」には、真の民主化を実現が困難な大きな欠陥があった。国軍は、選挙で選ばれる文民政権からの高い独立性を憲法で保障されていたからだ。

2008 年憲法では 20 条 2 項に「国軍は、軍隊に関するすべての事項を独立して監督し処置する権限を有する」、232 条第 2 項「(ロ)国防大臣、内務大臣及び国境大臣の任命に際しては、国軍司令官が任命した適切な軍人の名簿を受領しなければならない」また、「(ハ)国防大臣、内務大臣及び国境大臣以外の大臣に軍人を任命することを希望する場合、国軍司令官

¹⁶ <https://reporting.unhcr.org/sites/default/files/Myanmar%20Emergency%20Update-1August2021.pdf>

¹⁷ KPSN: Karen Peace Support Network はミャンマーとタイで活動する 30 の団体が構成する市民社会ネットワーク。

¹⁸ Karen Peace Support Network. TERROR FROM THE SKIES: Coup regime's escalated offensives cause mass displacement across Mutraw. <https://www.karenpeace.org/report/terror-from-the-skies-coup-regimes-escalated-offensives-cause-mass-displacement-across-mutraw/>

¹⁹ Kachin Women's Association Thailand: KWAT. Deadly reprisals: regime steps up attacks on civilians in retaliation for conflict losses in northern Burma" https://kachinwomen.com/wp-content/uploads/2021/06/Deadly_Reprisals_ENG.pdf

と協議しなければならない」と定められ²⁰、軍事は国軍の監督下にあり、また、武装組織を有するこの3省が全て国軍司令官の元におかれていたことに留意する必要がある。

ミャンマーでは、「民政化」後も、国軍は軍事を独立して司り、同国での権力は、武装組織を持たない文民政権と、それを有する国軍に2分されていた。更に、この憲法改正に必要な議員数は両院の75%以上とされていた。だが、議会の定員25%は国軍司令官が任命する軍人に割り当てられる中、2010年の選挙前、NLD政権と国軍との憲法改正をめぐる対話は平行線をたどり²¹、国軍を文民統制下に置くための憲法改正は極めて困難であった。同国の「民政化」は、この二重の権力構造の元にあったことを、まず念頭に置かなくてはならない。

国軍はこの2011年以降の「民政化」流れの中で、既存の2つの国軍系企業を中心としたビジネスから高い利益を得ていたと見られる。前述のように、ロヒンギャ・ムスリムを巡る深刻な人道危機の発生で、この国軍のビジネスが国軍の活動の原資となっていることが、国際的に注目された。

2017年3月、ミャンマー国軍と治安部隊による人権侵害の実態を調査する目的で、国連人権理事会によって「ミャンマーに関する事実調査団」が設立された²²。同調査団が作成した「ミャンマー国軍の経済的利益についての報告書(2019年8月5日発表)²³」は、ミャンマー国軍がその所有会社や外国企業との取引を利用して少数民族に対する残虐な軍事作戦を支えている実態を、初めて詳しく明らかにした。報告書は、ミャンマー国軍が国内外の商取引から得る収入は、同軍が深刻な人権侵害を行う能力をおおいに高めている、と指摘する。

同報告書によると、ミャンマー国軍はミャンマー・エコノミック・ホールディングス・リミテッド (MEHL) とミャンマー・エコノミック・コーポレーション (MEC) の二つの会社を所有、経営している。調査団によれば、MEHL および MEC と両社の子会社は、ミャンマーで文民が所有するどの企業よりも多額の収入を生み出している²⁴。また、14の外国企業がミャンマー国軍関連企業とジョイントベンチャーを組んでおり、少なくとも44の外国企業がその他の形でミャンマー国軍関連企業と商業関係を持っている。また、MEHL は国軍幹部が経営に深く関与しており、株もすべて現役および退役の将校、連隊や部隊、退役軍人が所有している。MEC は防衛省が全面的に所有・支配し、兵站総局が MEC を経営しているとみられる。MEHL や MEC と両社の子会社が生み出す莫大な収入の大半は政府の公式予算に取り込まれず、人道に対する罪を犯している可能性が高いとされる国軍の資金となっている。

この報告書の付録には、ミャンマー国軍とその活動に貢献、もしくは、利益を得ている国軍関係の企業やミャンマー国内外の企業の一覧が含まれている。日本企業または日本企業の子会社等は、次の4項目に記載が見られる。

1. 2017年8月にラカイン州北部でロヒンギャ住民に対して始まったミャンマー国軍の

²⁰ 2008年憲法の翻訳は、工藤年博編『ミャンマー軍事政権の行方』調査研究報告書アジア経済研究所 2010年補足資料参照。

²¹ 朝日新聞. 2020年5月10日記事「ミャンマー改憲、軍とガチンコ国会 スーチー氏側の狙い」
<https://digital.asahi.com/articles/ASN574J2QN46UHBI00W.html> (2021/10/6 閲覧)

²² <https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/MyanmarFFM/Pages/Index.aspx>

²³ Economic interests of the Myanmar military (16 Sept 2019)

<https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/MyanmarFFM/Pages/EconomicInterestsMyanmarMilitary.aspx>

²⁴ The economic interests of the Myanmar military: Independent International Fact-Finding Mission on Myanmar. (A/HRC/42/CRP.3). 5 August 2019. p. 18

https://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/FFM-Myanmar/EconomicInterestsMyanmarMilitary/A_HRC_42_CRP_3.pdf

「掃討作戦」を支援するためにミャンマー国軍の求めに応じて寄付をした企業（付録 IV）

キリンホールディングス
東洋タイパワーミャンマー

2. MEHL または MEC のジョイントベンチャーパートナーである外国企業（付録 V）

日本ミャンマー開発機構株式会社
キリンホールディングス

3. MEHL 及び MEC と契約関係または商業関係にある外国企業（付録 V）

JCB
日新運輸株式会社が所有する Nisshin (Myanmar) Co Ltd

4. ミャンマー国軍が軍事目的で軍民両用の物資や技術を調達または調達しようとした民間企業（付録 VI）

アイコム株式会社
株式会社ニコン

同報告書はミャンマーで活動している、またはミャンマー企業との取引やミャンマー企業への投資をしている企業は、ミャンマーの治安部隊、特に国軍、またはそれらが所有もしくは支配する企業といかなる形の取引関係を開始、継続すべきでもない、とも勧告した。さらにミャンマー国軍への直接の、またはミャンマー企業との取引関係を通じた出資や寄付その他の資金提供を禁じるべきであるとも勧告している。報告書の結論部分では、「ミャンマー国軍とその所有会社である MEHL や MEC が参加する外国企業の活動はすべて、国際人権法や国際人道法の違反の一因となる、またはそれらの違反と関連づけられる危険性が高い」と述べている²⁵。

次節以降では具体的なミャンマー国軍を利することが危惧されている事業や日系合弁企業について述べる。

²⁵ 同上、p. 5

事例 1) ヤンゴン軍事博物館の跡地開発 (通称 Y コンプレックス関連事業)

この「ミャンマー国軍の経済的利益についての報告書」に掲載されていないが、国軍に大きな経済的利益をもたらすことが懸念されているのが、ヤンゴン博物館跡地開発 (通称 Y コンプレックス) である。事業では、ミャンマーの最大都市ヤンゴンのランドマークであるシュエダゴン・パゴダに近い一等地である軍事博物館の跡地に大規模複合不動産施設が建設され、日系企業によって運営される。



図 1 : 事業地付近 (撮影 : 宇田有三)

東京建物株式会社 (以下、東京建物)、株式会社フジタ (ダイワハウス工業子会社。以下、フジタ)、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構 (以下、JOIN) がシンガポール法人 Yangon Museum Development Pte. Ltd. (以下「YMD」) を通じて出資し、さらに日本からの官民の投資を受けるための受け皿として利用されている。YMD 社への出資率は東京建物が 35%、フジタが 36%、JOIN が 29% となっている。

事業はミャンマーでの新投資法 (2016 年 10 月施行) による第一号案件で、敷地面積 16,007.89 m²、総延床面積 92,627.91 m² に、事務所、店舗、ホテル (261 室)、サービスアパート (136 室)、駐車場が作られる²⁶。2017 年 5 月に投資許可を、2018 年 7 月には建築許可を取得し、同年 8 月に着工、2021 年の開業予定で建設されていた²⁷。オフィス運営は東京建物が、建設・施工はフジタが、また、ホテルとサービスアパートは、日本のホテルオークラが、運営する予定となっている。

²⁶ <https://www.yc-ys.com.mm/ja/> 物件概要 (2020/12/24 閲覧)

²⁷ JOIN 「東京建物アジアのヤンゴンにおける不動産開発」2019 年 3 月発行

https://www.google.com/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=&cad=rja&uact=8&ved=2ahUKEwif14Gx_OXtAhUF62EKHQzaB6kQFjABegQIAxAC&url=https%3A%2F%2Fwww.joi.or.jp%2Fmodules%2Fdownloads_open%2Findex.php%3Fpage%3Dvisit%26cid%3D25%26lid%3D2480&usg=AOvVaw33i6YOs1_UWlOr5yQVw-dH (2021/10/6 閲覧)



図2：建設中のYコンプレックス（2021年 撮影：Myanmar Now）

さらにこのプロジェクトに対する直接的な融資（プロジェクト・ファイナンス）がみずほ、三井住友、そして日本国際協力銀行（JBIC）によって行われることで事業は成立している。この事業融資総額は144百万米ドル（約163億円）であり、協調融資でJBIC担当分は47百万米ドルと公表されている²⁸。詳細は定かではないが、みずほと三井住友がそれぞれ残りのほぼ同額を出資しているとみられる。

軍事博物館が建設される以前、ここには植民地時代の19世紀終わりに建設された、ジュビリー・ホールと呼ばれる建造物があった。第二次世界大戦後にここは、ミャンマーで建国の父と慕われるアウンサン将軍が最初の憲法を起草した場所、そして、暗殺された彼の葬儀が営まれた所として人びとに記憶されていた。しかし、ジュビリー・ホールは1985年に解体され、その後軍が管理する土地となり1994年から軍事博物館となっていた²⁹。



図3：軍事博物館（2010年 撮影：宇田有三）

²⁸国際協力銀行、2018年12月18日プレスリリース

<https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2018/1218-011714.html>（2021年9月13日閲覧）

²⁹ The Irrawaddy. 2020年3月11日記事。Jubilee Hall—From Colonial Social Hub to Hotbed of Myanmar Independence Activity.

<https://www.irrawaddy.com/specials/places-in-history/jubilee-hall-colonial-social-hub-hotbed-myanmar-independence-activity.html>（2021/10/6閲覧）

Yコンプレックス実施主体：

- ・事業会社
 - Yコンプレックス社 (Y Complex Company Limited) (ミャンマー法人)
Yコンプレックス社の出資者³⁰：
 - Yangon Museum Development Pte. Ltd. (YMD) (シンガポール法人) 80%
 - 東京建物株式会社、株式会社フジタ (ダイワハウス工業子会社)、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構 (JOIN) ³¹が共同で設立した企業³²
 - Yangon Technical and Trading Company Limited (YTT) (ミャンマー法人) 20%
 - ミャンマー国軍と関係が深いと言われるミャンマー法人アヤヒンター (Ayeyar Hinthar) 社の子会社³³
- ・開発・運営会社
 - 設計・施工：株式会社フジタ
 - プロパティマネジメント・業務受託会社：Tokyo Tatemono Asia Pte. Ltd (シンガポール法人。東京建物の海外子会社)
 - ホテル・サービスアパート運営会社：株式会社ホテルオークラ
- ・調査担当企業³⁴：
 - 環境影響評価 (EIA)：E Guard Environmental Services
 - 社会影響評価 (SIA)：REM-UAE Laboratory and Consultant

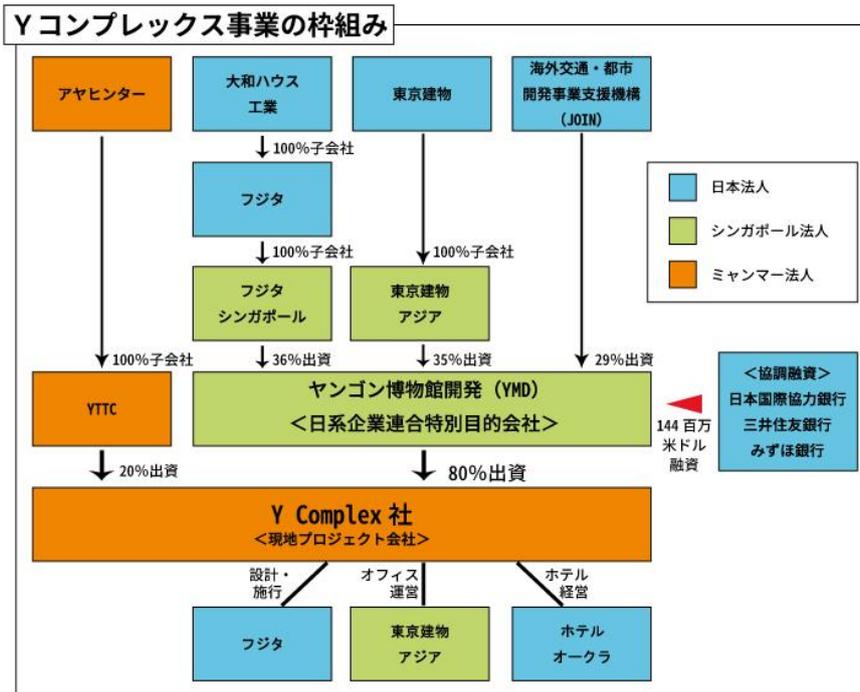


図4：Yコンプレックス事業の枠組み

³⁰ <https://www.justiceformyanmar.org/stories/y-complex> (2021/10/6 閲覧)

³¹ JOIN は国土交通省が管轄する官民ファンド

³² 国際協力銀行、2018年12月18日プレスリリース「ミャンマー連邦共和国において日本企業が実施する複合不動産の開発・運営事業に対する融資」

<https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2018/1218-011714.html> (2021/10/6 閲覧)

³³ <https://www.justiceformyanmar.org/stories/y-complex> (2021/8/16 閲覧)

³⁴ <http://sagaasialaw.com/myanmarnews/2955> Myanmar Times, 2018年4月9日版第6面記事の翻訳 (2021/10/6 閲覧)

Y コンプレックス関連事業とミャンマー国軍の関係

この事業では、Y コンプレックス社がサブリースする土地の賃料がミャンマー国軍に渡り、その人権侵害の原資になっていることが強く懸念されている。

国軍への資金の流れを調査している活動家グループ、ジャスティス・フォー・ミャンマー (Justice for Myanmar: JFM) が2020年5月に、入手した環境アセスメント報告書 (EIA) からこの問題を提起した。EIA に添付された賃貸借契約書³⁵には、そのタイトルに、事業地をミャンマー陸軍が所有していると明記されている。その賃貸契約は、YTT 社の U Ar Yu 氏と、Colonel Aung Min Thein (Officer No. Army 17642), Vice Quarter Master General, Office of the Quartermaster General Commander-in-Chief (Army) との間で交わされている。また、契約書のパラグラフ 5 の (f) には、土地の賃料の支払い先として、“Defence Account No. MD 010424” が指定されていた。JFM は、この賃貸借契約書の内容から、YTT からミャンマー国軍の兵站総局に対し地代が支払われていると指摘している³⁶。この契約書によると、BOT 契約が解除または期間満了となった時点で、土地は YTT 社により開発された建物や設備に関する所有権を含め、国軍に移転される³⁷。

また、4章の 4.1 Pre-Project Situation で、YTT 社が国防省から土地を借りていると記されている³⁸。この EIA の 2019 年度版は現在、アヤヒンター社のホームページでも公開されている。更に、EIA にはスコーピング時のステークホルダーミーティングの議事録によると、参加者の 7 days journal の記者から、およそ 4.55 億円 (2020 年 12 月レートで換算) の利益は軍と国、どちらが得るのか、との質問があった。だが、企業側がこの点について回答した記録は見られない³⁹。

更に、ネットメディアのミャンマー・ナウは、2020 年 5 月 21 日の記事で、YTT の関係者が、同社は年間 218 万ドル (2020 年 12 月のレートで約 2.27 億円) の賃料を支払っているが、この賃料は兵站総局に支払っているにも関わらず、軍ではなく政府の一般予算に入っていると確信していると語った、と報じた。だが、ミャンマー・ナウは、2019 年度の防衛予算にも政府の一般予算にも、その賃料の明確な記載を見つけることができなかった、としている⁴⁰。加えて、2020 年 6 月 22 日ミャンマー国軍スポークスマンパーソンは記者会見で、「同プロジェクトによって得た金は全て国防省に入っている」と述べている⁴¹。

³⁵ ジャスティス・フォー・ミャンマーが入手した賃貸借契約書 “B.O.T. System Military-Owned Military Museum Land (9.028 acres) Lease Agreement Between Office of the Commander-in-Chief (Army) Office of the Quartermaster General & Yangon Technical & Trading Co., Ltd, Venue: Nay Pyi Daw, Date: 15th October 2013”
https://uploads-ssl.webflow.com/5e691d0b7de02f1fd6919876/5ec6b2dc075fe31ea6b96843_y-complex-lease-agreement.pdf (2021/10/6 閲覧)

³⁶ 前項と同じ

³⁷ 前項と同じ。

³⁸ Environmental Impact Assessment Y COMPLEX PROJECT Dagon Township. YANGON. July 2019.
<http://ayeyarhinthar.com/pdf/Environmental%20Impact%20Assessment%20Report%20of%20Y%20Complex%20Project.pdf>

³⁹ 2018 年 EIA 226-227 ページ。なお、質問にある利益の額の根拠は不明。2019 年 EIA にも同一情報が掲載されているが、該当の記載は 330 ページである。

⁴⁰ Myanmar NOW. 2020 年 5 月 21 日 Japan-backed luxury hotel and office complex will enrich military, says rights group
<https://myanmar-now.org/en/news/japan-backed-luxury-hotel-and-office-complex-will-enrich-military-says-rights-group>(2021/10/6 閲覧)

⁴¹ 会見動画 7:21 から (ビルマ語) <https://www.facebook.com/watch/live/?v=935042153633335>

賃料は兵站総局に収められ、国防省の管理する予算に編入されたとも考えられるが、ミャンマー・ナウの指摘が正しければ、国防予算にすら計上されず国軍管理下に入った可能性がある。また、国防予算に編入された場合でも問題がある。

前述のように憲法上、国防省は国軍司令官の下にある機関であり、文民政権はその予算を管理することはできない。2020年6月10日のミャンマー・ナウの報道は、現行のミャンマーの法において、国防省が国の会計監査の対象にすらならないという問題を指摘した⁴²。指摘の通り、The Union Auditor General Lawの39条で監査の規定は国防省に適用されないと定めている⁴³。つまり、国民民主連盟（NLD）政権下であっても、ミャンマーの公的な監査機関は、国防予算を監査する権限がなかった。この法は、憲法20条2項の「国軍は、軍隊に関するすべての事項を独立して監督し処置する権限を有する」という規定の元では合憲であると考えられ、国防予算が合憲、かつ合法的に監査から除かれている、国際的な基準からはかけ離れた状態であったとみられる。

このようなミャンマーの状況は、既に国際的にも認識されていたとみられる。欧州委員会や世界銀行らが支援する取り組み、公的支出と財政的説明責任（PEFA）プログラムは、ミャンマー政府の財政管理のガバナンス強化を評価しているが、そこでは、同国の監査機関について憲法上の制約で、外国投資の情報や国防省へのアクセスと監査に制限があるとし、監査機関の独立性を最低のDと評価している⁴⁴。

つまり、Yコンプレックスにおいては、事業に不可欠な土地の賃貸料が、国防省を通し、あるいは国軍に直接、政府など第三者の監視を受けない形で渡っていた可能性が非常に高いことが指摘できる。仮に、クーデター以前に国軍に資金が渡っていた場合、国軍の軍事的用途にそれが使用される可能性は排除できず、国軍が少数民族地域で行ってきた人権侵害に加担していた可能性も否定できない。また、クーデター以降、国軍が実効支配を強める中で支払いが発生すれば、それはそのまま国軍を利することになり、現状では、何人もその使途を監視できない状況にあると言える。

本事業において中核的役割を担う東京建物並びにフジタ（及びその親会社である大和ハウス工業）はともに国連ビジネスと人権に関する指導原則に基づいた人権方針を策定している⁴⁵。しかし、独立性を担保した監査機関が機能しておらず、さらに人権侵害に加担していた可能性がある取引を行なっている点はビジネスと人権に関する指導原則における人権デュー・ディリジェンスに関する取り決め第18項を十分に尊重していないと指摘できる。

「18. 人権リスクを測るために、企業は、その活動を通じて、またはその取引関係の結果として関与することになるかもしれない、実際のまたは潜在的な人権への負の影響を特定し評価すべきである。」⁴⁶

⁴² Myanmar NOW. 2020年6月10日 Junta-drafted law keeps auditor general from investigating military finances

<https://myanmar-now.org/en/news/junta-drafted-law-keeps-auditor-general-from-investigating-military-finances>

⁴³ <https://www.mlis.gov.mm/IsScPop.do?lawordSn=9512> (2021/10/6 閲覧)

⁴⁴ The Republic of the Union of Myanmar. Public Expenditure and Financial Accountability (PEFA) Assessment Report 2020. <https://www.pefa.org/node/3646> (2021/10/6 閲覧)

⁴⁵ 「東京建物グループ 人権方針」 <https://tatemono.com/csr/pdf/HumanRightsPolicy.pdf>

「大和ハウスグループ人権方針」

<https://www.daiwahouse.com/sustainable/csr/pdfs/2017/jinkenhoujin2018.pdf>

⁴⁶ ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために（A/HRC/17/31）
https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/

事例2) キリンホールディングスとミャンマーにおけるビール事業

日本の飲料メーカー大手、キリンホールディングス株式会社（以下、キリン HD）は、東南アジア地域統括会社であるキリンホールディングスシンガポール社（以下、KHSPL）を通し、2015年8月19日、ミャンマーでビール事業を展開するミャンマー・ブルワリー社（以下、MBL）の発行済株式総数の55%の株式を保有するシンガポール法人のフレイザー・アンド・ニーヴ社より、同社保有分全株を取得したことを発表した。株式取得金額は総額560百万米ドル（約697億円。1米ドル=124.45円）と発表されている。この時点でMBL社の残りの株式（45%）はミャンマー国軍幹部が経営に深く関与し、また軍関係者が株を保有するMEHL社に保有されていた⁴⁷。

2017年8月には更に、MEHLの一部門であるマンダレー・ブルワリー（以下、MDL）の新たな合弁会社に過半数出資し、同時に自身が保有するMBLの株式のうち、発行済株式総数の4%をMEHLに譲渡することを決定したと公表した⁴⁸。

結果として2021年9月現在、キリンホールディングスはMBL社とMDL社双方のビール事業者の株式51%を保有し、残りは国軍と関係の深いMEHL社に保有されていることになる。

民族浄化の最中、国軍に寄付：人権団体の指摘

国際的な人権団体アムネスティ・インターナショナル（以下、アムネスティ）は、2018年6月15日に、「キリンビールのミャンマー軍への献金の調査を」というニュースリリースを発表し、「日本の当局は、世界的なビール大手のキリンビールのミャンマーでの子会社がロヒンギャの人びとに対する民族浄化が行われている最中に、軍と当局に献金をしていたことを直ちに調査すべきである」と指摘した。

アムネスティによれば「キリンホールディングスの説明では、その時の寄付額は6000ドルだった。ミンアウンライン（国軍）総司令官は、『寄付の一部は、ラカイン州北部で展開する治安部隊員や州職員に渡るだろう』、と述べたとされ「ロヒンギャの人びとに対する民族浄化を行っているまさにその部隊に、寄付をする企業があるとは、信じられない。寄付が、人道に対する罪を犯している部隊の作戦に使われるおそれがあるだけではない。ミャンマー・ブルワリー社員が、軍幹部が出席する寄付の式典に出たことで、同社がロヒンギャに対する軍の対応を支持すると受け止められかねないという懸念も生じる」と、批判している⁴⁹。

それを受け、キリンHDは、プレスリリースで以下のように説明している。

2018年6月14日（日本時間6月15日）、当社子会社のミャンマー・ブルワリーが計30,000米ドルの寄付をミャンマー国軍及び当局に実施したと報じていますが、

⁴⁷ キリンHD ニュースリリース、「キリンホールディングスシンガポール社によるミャンマー・ブルワリー社の株式取得に関するお知らせ」（2015/8/19）

https://www.kirinholdings.com/jp/newsroom/release/2015/0819_01.html

⁴⁸ キリンHD ニュースリリース、「キリンホールディングスシンガポール社によるマンダレー・ブルワリーへの過半数出資、及びミャンマー・ブルワリー社株式4%譲渡に関するお知らせ」（2017/2/13）

<https://pdf.irpocket.com/C2503/Wc5N/C8IF/TBsx.pdf>

⁴⁹ アムネスティ・インターナショナル日本。日本：キリンビールのミャンマー軍への献金の調査を（2018年6月15日）https://www.amnesty.or.jp/news/2018/0615_7454.html

30,000 米ドルはラカイン州の紛争における人道支援を目的に行われた 3 回の寄付の合計であり、それぞれ次のとおりです。

(1) ミャンマー・ブルワリーがミャンマー・エコノミック・ホールディングス社から人道支援を目的とした寄付要請を受け、2017 年 9 月 1 日に 6,000 米ドルを同社に寄付しました。

(2) ミャンマー・ブルワリーの従業員が 2017 年 9 月 23 日に 2,000 米ドル分の米と食用油を被害者へ直接寄付しました。

(3) ミャンマー・ブルワリーが社内外から 22,500 米ドルの寄付金を集め(うち 7,200 米ドルがミャンマー・ブルワリーからの寄付)、2017 年 10 月 3 日に現地(ラカイン州シットウエ)のボランティアの方々に直接寄付しました。

以上のとおり、(2)(3)については被害者及びボランティアの方々に直接寄付しており、ミャンマー国軍にわたったという認識はありません。

(1)については、上記のとおり、あくまで人道的な目的に使われる前提で実施されたものですが、アムネスティ・インターナショナルの懸念に対しては真摯に取り組むべきと判断し、現在調査を実施中です。

当社は 2018 年 2 月に「キリンググループ人権方針」を策定し、全事業にわたって人権の尊重に努めており、新規の寄付は見合わせた上で、寄付プロセスの改善に着手しています。

この寄付については、前述の国連「ミャンマー国軍の経済的利益についての報告書」にも記載されている⁵⁰。

MEHL との事業への批判

続く 2020 年 9 月 10 日、アムネスティは JFM と共同で、「MEHL から国軍への資金の流れに関する新たな事実を示す文書 2 点を入手した」と発表した。この報告によると、同社の個人株主は 38 万 1,638 人で、全員が軍人・退役軍人、加えて、「機関株主」は 1,803 で、小隊、大隊、師団、戦争退役軍人協会などが含まれる、とし、2011 年までの 20 年間で支払われた配当金の総額は、1,070 億ミャンマーチャット(約 18 億米ドル、当時の公定レート⁵¹)を超える。このうち、950 億ミャンマーチャット(約 16 億米ドル)が、国軍の部隊に送金されている、と明らかにした。また、具体的な人権侵害との関係として、「2010 年度の報告書で、ラカイン州での軍事行動を指揮する西部司令部下の 95 の部隊が、それぞれ株主として登録され、430 万株以上を保有し、12 億 5,000 万ミャンマーチャット(約 2 億 800 万ドル)以上の配当を受け取っている」、「株主として登録されている部隊の中には、アムネスティの調査で、ラカイン州でのロヒンギャ虐殺、カチン州、シャン州北部での戦争犯罪への関与が判明した 2 師団も、入っている」といった点を示している⁵²。

アムネスティは更に、「軍部隊が受け取った配当の用途は知る由もないが、金額の規模と継続性からすると、軍の維持費に使われた可能性が高い」、とし、「MEHL は、株主への配当という形で国軍に資金を提供し、人道に対する罪や戦争犯罪の軍事行動を資金面で支えていると言える」と結論づけた⁵³。

⁵⁰ Economic interests of the Myanmar military (16 Sept 2019) 前掲。

⁵¹ 軍政下での公定レートは実際のレートと大きな乖離があったことに注意。NHK は以下の NHK スペシャル(2021 年 8 月 22 日放送)で、この額が 2 兆円に上るとしている。
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210823/k10013213601000.html>

⁵² アムネスティ・インターナショナル日本。「ミャンマー(ビルマ): グローバル企業 国軍の人権侵害に関係」(2020/9/10) https://www.amnesty.or.jp/news/2020/0910_8919.html

⁵³ 前項と同じ

JFM は、2020 年 5 月に発表された MBL の正常化営業利益が 2020 年 1 月 1 日から 3 月 31 日で 50 億円になり、2019 年と比較すると 28%増、売上も 12.6%増にもなった時期が、ラカイン州やチン州での戦争犯罪や人道に対する罪が増加した時期と重なる、とし「軍の犯罪を示す広範な証拠があるにもかかわらず、キリンがミャンマー軍との子会社を運営していることは衝撃的だ。キリンのビジネスパートナーは文字通り戦争犯罪者であり、キリンとの提携による利益を糧に、大量虐殺や人道に対する罪を犯し続けている」とキリンの MEHL との事業提携を強く批判した⁵⁴。

認定 NPO 法人ヒューマンライツ・ナウ、国際人権 NGO ヒューマン・ライツ・ウォッチ、特定非営利活動法人日本国際ボランティアセンター、そして認定 NPO 法人シャプラニール＝市民による海外協力の会も、2020 年 6 月 17 日のプレスリリース「ミャンマー：キリンは軍と関係を断つべき」を公表、MEHL が少数民族を迫害しているミャンマー国軍との繋がりがあため、同提携を解消すべき、と指摘している⁵⁵。

また 2020 年 8 月、英国や米国において、キリンの製品のボイコットが呼びかけられていた⁵⁶。北海油田の収入を原資に運用する世界最大の政府系ファンドであるノルウェー政府年金基金は 2021 年 3 月、キリン HD の株を保有継続の是非を検討する監視対象に指定した。理由は、国軍系企業との関係に倫理上の懸念があるため、と報じられている⁵⁷。

キリンの対応

キリン HD は、2020 年 2 月 6 日のニュースリリースで、MEHL の経営陣と面談を行い、国連人権理事会の事実調査団による報告書で指摘されている課題について議論し、MEHL に対して財務やガバナンス体制の更なる詳細を開示するように依頼した、と発表した⁵⁸。また、その後、同年 6 月 5 日に MEHL から提供された情報が不十分として、キリン HD はデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社（以下、デロイト）に調査を委託した⁵⁹。だが、2021 年 1 月 7 日のニュースリリースで、この調査でデロイトが確たる情報を入手できず、確定的な結論に至らなかったと公表した。ただし、キリン HD は、2020 年 11 月から MBL 及び MDL からのキリン HD と MEHL（注：リリースの中では MEHPCL と表記）への配当金の支払停止を継続していると明らかにし⁶⁰、国軍への資金提供の可能性を断っていると説明している。

その後、2021 年 2 月 1 日に国軍によるクーデターが発生したことから、2 月 5 日、「現在の状況に鑑みるに、国軍と取引関係のある MEHPCL との合弁事業の提携自体は解消せざるを

⁵⁴ Justice for Myanmar. “Human Rights Activists Respond to Kirin’s Myanmar Sales “Surge”, Which Needed Approximately UDS \$22.77 Million in Q1 2020 Profits for the Myanmar Military.” (2020/12/19)
<https://www.justiceformyanmar.org/press-releases/human-rights-activists-respond-to-kirins-myanmar-sales-surge>

⁵⁵ ヒューマン・ライツ・ウォッチ他。「ミャンマー：キリンは軍と関係を断つべき」
<https://www.hrw.org/ja/news/2020/06/17/375472>

⁵⁶ Burma Campaign UK. “BOYCOTT KIRIN ICHIBAN LAGER – KIRIN FUNDS GENOCIDE”
<https://burmacampaign.org.uk/boycott-kirin-ichiban-lager-kirin-funds-genocide/>

⁵⁷ 日本経済新聞。「ノルウェー年金、キリン HD 株を監視 ミャンマー事業懸念」(2021/3/4)
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGR048AW0U1A300C2000000/>

⁵⁸ キリン HD ニュースリリース。「当社ミャンマー事業に関する進捗報告」(2020/2/6)
https://www.kirinholdings.com/jp/newsroom/release/2020/0206_01.html

⁵⁹ キリン HD ニュースリリース。「当社ミャンマー事業に関する進捗報告」(2020/6/5)
https://www.kirinholdings.com/jp/newsroom/release/2020/0605_01.html

⁶⁰ キリン HD ニュースリリース。「当社ミャンマー事業に関する進捗報告」(2021/1/7)
https://www.kirinholdings.com/jp/newsroom/release/2021/0107_02.html

得ません。当社は、そのための対応を早急に開始します」と発表した⁶¹。

クーデター以降に素早い対応を見せた企業は少なく、麒麟の対応はミャンマーの人々にも SNS 等で歓迎されていた。だがこのリリースで、本件に関する進展については、できる限り速やかにお知らせします、とありながら 2021 年 8 月時点、提携の解消は実現しておらず事業は継続している。8 月 10 日の報道では、麒麟 HD はミャンマーの政情不安などを受け MBL に関し、第 2 四半期に減損損失を 214 億円計上したと発表している。しかし、MEHL との合弁解消の協議は継続中であるものの、ミャンマーからの事業撤退については、「ミャンマーの国や顧客に対して事業を通じて貢献するスタンスは変わっていない。現時点で撤退は考えていない」と否定している⁶²。翌日には、麒麟 HD の株価は年初来最安値を記録したが、この主因は、ミャンマー事業の先行きの不透明さが主因とも報じられている⁶³。

麒麟 HD は自社のウェブサイトにて人権方針を国連ビジネスと人権に関する指導原則に即して策定している旨を公表しており⁶⁴、さらにミャンマーにおける事業については 2018 年と 2019 年に人権デュー・ディリジェンスを行なった結果を公開している⁶⁵。しかしながら、ここで特定されているリスクは 1)「労働安全衛生、2)「労働者の権利、3)「強制労働、4)「児童労働、5)「サプライチェーン、6)「周辺コミュニティの 6 分野に極めて限定的に特定されている⁶⁶。

これらの分野は麒麟 HD の現地事業者を通じた直接的な人権影響に対するデュー・ディリジェンスであり、一見すると上記指導原則の人権デュー・ディリジェンスに関わる第 17 項の適用範囲に即していると同社は主張するかもしれない。しかし、指導原則の次節には下記のように記されている。

「18. 人権リスクを測るために、企業は、その活動を通じて、またはその取引関係の結果として関与することになるかもしれない、実際のまたは潜在的な人権への負の影響を特定し評価すべきである。」⁶⁷

人権団体の指摘は、国軍との資金的繋がり指摘であり、上記 6 分野には含まれないものである。前述のように、国軍が監督する国防予算は第三者の監視を受けないものであること、また、国軍系企業の利益が国軍に不透明な形で流れていることが指摘される中、麒麟 HD はこの段階で上記 18 項の指摘を踏まえ、人権デュー・ディリジェンスを実施すべきであった。

ここで、長年軍事政権が続き、前述のように、憲法で高い独立性を保つ国軍が重度な人権

⁶¹ 麒麟 HD ニュースリリース、「ミャンマーの現状に関する当社の対応について」(2021/2/5)

https://www.kirinholdings.com/jp/newsroom/release/2021/0204_01.html

⁶² ロイター、「麒麟HD、ミャンマー関連で 214 億円の減損計上 事業撤退は否定」(2021/08/10)

<https://jp.reuters.com/article/kirin-results-idJPKBN2FB0LR>

⁶³ 日本経済新聞、「麒麟HD、年初来安値 ミャンマー事業の減損嫌気」(2021/08/11)

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUB115UH011082021000000/?unlock=1>

⁶⁴ キリンググループ人権方針 https://www.kirinholdings.com/jp/impact/human_rights/policies/ (2021 年 9 月 13 日閲覧)

⁶⁵ 「ミャンマー事業における人権影響評価」

https://www.kirinholdings.com/jp/impact/files/pdf/myanmar_jp.pdf

および「ミャンマー事業における人権影響評価 2019 年活動進捗アップデート」

https://www.kirinholdings.com/jp/impact/files/pdf/myanmar2019_jp.pdf

⁶⁶ 同上

⁶⁷ ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために (A/HRC/17/31)

https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/

侵害や人道に対する罪に加担していることはすでに数多くの報告がされている。その国軍を利する行為が、さらなる人権リスクへとつながる可能性に関しては「特定し評価」する対象としてしかるべきであろう。

このことはキリンHDが他の多くの国でも事業を有しているにも関わらず、ミャンマー事業をあえてデュー・ディリジェンスの対象としていることからキリンHD自身もアムネスティらNGOからの指摘を受けてリスクを認知していたことの表れであろう。それにも関わらず、実際のデュー・ディリジェンスにおいて極めてスコープの狭いリスク特定と評価しかしなかった点は、人権団体の指摘の意味を取り違えている。

キリンHDのこの間の一連の対応、クーデター後速やかに情報発信をする点や、国連ビジネスと人権に関する指導原則の尊重を示した人権方針を示すこと、ミャンマー事業におけるデュー・ディリジェンスの結果を公開することにより、問題国で事業展開をする多国籍企業として最低限の国際水準を満たしているかのように見える。しかし、公開されているデュー・ディリジェンスの内容は極めて限定的なスコープで行われていた。JFMの指摘するように、ラカイン州などでの人道危機が激化した時期に多くの利益をMEHLに提供したことで、人権侵害に加担していたという批判は避けられない。その後、デロイトに調査を委託、軍系企業への配当を止めるなどしているが、キリンHDが今後国軍を間接的に利する行為によって関与することになるかもしれない潜在的な人権への負の影響を特定・評価し、さらに対策を取らない限り、同社の人権方針を遵守しているとは言えない。さらに、クーデターから半年が経過し、すでに初動のフェーズは過ぎているにも関わらず、具体的な合弁解消に向けたロードマップが示されないことも、キリンHDが事態を重視しているかどうか疑問をいだかせる。

ファイナンス調査の対象企業

このたびのFair Finance Guide Japanのケース調査では下記の3社を金融機関による融資を調査する対象企業とした。

■東京建物株式会社 (Tokyo Tatemono Co., Ltd.)

1896年創業。資本金924億円の東証一部上場企業で、オフィスビルや商業施設の開発、賃貸および管理を主たる業務にしている大手不動産ディベロッパである。Y-Complex事業では事業主体であるY-Complex社の28%を間接的に保有する、主たるステークホルダーの一つである。施設完成後、シンガポールの子会社を通じオフィス管理も担うこととなっている。

■株式会社フジタ (Fujita Corporation)

1910年創業。資本金140億円の老舗企業である。建設工事の請負、企画、設計、監理およびコンサルティング業務を主たる業務としている。2008年より大和ハウスグループへ参画し、2015年に上場を廃止。大和ハウス工業株式会社の完全子会社になっている。Y-Complex事業では事業主体であるY-Complex社の28.8%を間接的に保有する、主たるステークホルダーの一つである。施設の設計・施工も担うこととなっている。

本調査では株式の上場が廃止されているため、金融機関からの投資に関しては親会社である大和ハウス工業株式会社への投資を同グループに加盟直前の最終年度における総資産(55,731百万円)をグループの現在の総資産(5,053,052百万円)の比率に応じて按分した金額を株式会社フジタへの投資相当額として計上している。

■キリンホールディングス株式会社 (Kirin Holdings Company, Limited)

1907年創業。資本金1020億円を超える東証一部上場企業である。ビールを主力商品とする飲料事業が中核をなすグループ企業である。ミャンマー・ブルワリー社、マンダレー・ブルワリー社を通じたミャンマーにおける事業展開では他の民間企業を伴わない単独マジョリティ・ステークホルダーとして国軍系企業との合弁企業を経営している。

これら三社以外にも前述の国連人権理事会が国軍との関与を認めた企業(国軍への寄付や調達などの取引が確認された企業など)やY-Complex事業において施設建設後にホテル経営を担うこととなっている株式会社ホテルオークラなどがミャンマー国軍による人権侵害を直接的あるいは間接的に幫助していると考えられるが、上記三社と比較してその関与の度合いは比較的小さいために、本調査では指摘するにとどめ、ファイナンス調査の対象からは外している。

さらにY-Complex社の23.2%を間接的に保有する株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)は国軍へ大きな関与をしているものの、JOINは日本の公的資金を主な原資とする法人であるため、今回のファイナンス調査の対象からは外した。

日本の民間大手金融機関による調査対象企業への投融資額一覧

Fair Finance Guide Japan (FFGJ) がオランダのシンクタンク Profundo に依頼し、トムソン・ロイター社およびブルームバーグ社提供金融情報データベースから確認された FFGJ 調査対象金融機関による当該企業への 2018 年から 2021 年 5 月の間に確認された投融資は下記表のとおりである。

表1. 2018年1月から2021年3月末に確認されている融資等ならびに2021年3月末時点投資額

(単位:百万円)

| | | 融資等 | | | 投資 | | |
|--------------|------|--------|--------|---------|---------|------|---------|
| | | 企業融資 | 証券引受 | 小計 | 株式保有 | 社債保有 | 小計 |
| 三菱UFJ | 東京建物 | - | - | 0 | 14,161 | - | 14,161 |
| | フジタ | 5,000 | - | 5,000 | 556 | - | 556 |
| | キリン | 25,000 | 65,000 | 90,000 | 85,892 | - | 85,892 |
| みずほ | 東京建物 | 65,500 | 91,000 | 156,500 | 22,920 | 295 | 23,215 |
| | フジタ | 5,000 | - | 5,000 | 974 | 2 | 976 |
| | キリン | 1,250 | 8,200 | 9,450 | 4,240 | 189 | 4,429 |
| 三井住友 | 東京建物 | 58,500 | 20,700 | 79,200 | 10,683 | - | 10,683 |
| | フジタ | 7,300 | - | 7,300 | 508 | - | 508 |
| | キリン | - | 12,000 | 12,000 | 43,794 | - | 43,794 |
| 三井住友 トラスト | 東京建物 | - | - | 0 | 25,063 | 100 | 25,163 |
| | フジタ | 5,000 | - | 5,000 | 1,867 | 2 | 1,869 |
| | キリン | - | - | 0 | 141,516 | 24 | 141,540 |

出典：トムソン・ロイターおよびブルームバーグ金融情報データベース（Profundo調べによる）

なお、ここで確認されている投融資情報以外に確認されているものとして 2020 年末日時点で東京建物には三菱 UFJ から 56,014 百万円、みずほから 153,570 百万円、三井住友から 86,866 百万円の借入れがあること、キリンには三菱 UFJ 単独から 59,781 百万円および三菱 UFJ、みずほ、農林中金を幹事とする複数のシンジケートローンで総額 103,506 百万円の借入れがあることがそれぞれの定時株主総会召集通知⁶⁸によって確認されている。さらに、これらミャンマー国軍への利益供与が危惧される企業に対する直接の投融資だけでなく、Y コンプレックス事業についてはシンガポールの合弁会社へのプロジェクトファイナンスも行われている。後述の国際協力銀行（JBIC）との協調融資であり、個別の融資額は不明だが東京建物（35%保有）、フジタ（36%保有）と JOIN（28%保有）による合弁会社 Yangon Museum Development Co., Ltd に対して三井住友 FG とみずほ FG が JBIC との三行総額で 144 百万米ドル（約 163 億円）の貸し付けを行なっている。この協調融資で JBIC 担当分は 47 百万米ドルと公表されており⁶⁹、三井住友とみずほがそれぞれほぼ同額出資し

⁶⁸ 「東京建物株式会社 第 203 期定時株主総会召集ご通知」

https://tatemono.com/ir/stock/pdf/203rinjihokoku_210224_1.pdf

「キリンホールディングス株式会社 第 182 回定時株主総会召集ご通知」

https://www.kirinholdings.com/jp/investors/files/pdf/182nd_notice.pdf

⁶⁹ 国際協力銀行、2018 年 12 月 18 日プレスリリース

ているとみられる。

民間金融機関に求める対応

今や国際的にビジネスを展開する企業にとっては国連ビジネスと人権に関する指導原則に即した人権方針を持つことは当たり前のことになっていると言える。実際に今回調査対象となった企業3社も金融機関として関与が確認された各フィナンシャルグループも、すべてがそうした人権方針を有している。

Fair Finance Guide Japan では三菱UFJ、みずほ、三井住友、三井住友トラストの各フィナンシャルグループには上記方針に即した業務を行なっているという一般的な人権宣言等の公開と赤道原則へ署名している点から「人権」テーマについて一定の加点をしている他、農林中金には投融资方針の中でも「OECD 多国籍企業行動指針」、「国連グローバル・コンパクト」、「ビジネスと人権に関する指導原則」を適用していると明示しているためにさらに加点をしている。

ところが、本調査ではリスクが明らかになっている取引先について十分なデュー・ディリジェンスを行なうことなくプロジェクトの企画及びそのファイナンス、そして現地法人のM&A・買収へのファイナンスが行なわれていることが明らかとなった。

三菱UFJは麒麟HDのメインバンクとして最も多くの企業融資を実行している。そして同FGはそのメインバンクとしてのステータスをレバレッジとして、麒麟HDの速やかな対応を迫るべきであった。しかし人権団体の最初の指摘から、限定的なデュー・ディリジェンスが行なわれてきた数年間に渡り十分な対応が行なわれることはなく、2021年2月1日のクーデターが起きて初めて麒麟HDは合弁解消に向けた動きを宣言するも、今日に至るまで解消されたとの情報は公開されていない。今後は自社の人権宣言に沿って、投融资先企業が適切なデュー・ディリジェンスを実行することを強く求めていくべきである。

みずほ、三井住友はともに赤道原則に署名しながらもYコンプレックス事業のために設立された合弁企業に対するプロジェクトファイナンスを実行している。憲法で縛られない高い独立性を持ったミャンマー国軍に対する利益供与が危惧される本事業はプロジェクトがもたらす地域社会への影響を「可能な限り回避」しているとはいえない。両社は自身が署名している原則に従って融資先事業が人および環境への影響を及ぼすことが無いように十分な事前および融資実行中の働きかけを行ない、改善が見られない場合には人道への観点から融資撤回や早期返済を求めるべきである。

三井住友トラストは主に株式の保有を通じた今回の対象企業への投資が確認されている。赤道原則は対象が限定的であるため対象企業への株式を通じた投資は方針適用の対象とならない。しかしながら同社の人権方針は「世界人権宣言や国連グローバル・コンパクトによる企業行動規範など、人権に関する国際規範を尊重」⁷⁰すると明記されている。ミャンマー国軍との関与が深い企業と合弁会社を組むことで現地ビジネスを盤石なものにしようとする麒麟HDへの多額の投資は人権方針に合致するものなのか再考するべきである。

<https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2018/1218-011714.html> (2021年9月13日閲覧)

⁷⁰ 三井住友トラスト・ホールディングス人権方針

https://www.smth.jp/csr/management/human_rights_policy/index.html (2021/10/6 閲覧)

農林中金に関しては調査対象の金融情報では今回の対象とされる企業への投融資が確認できなかったものの、麒麟HDによる情報公開資料から同社へのシンジケートローンの幹事となっていることが確認されている。このローンがいつ実行されたものであるのか定かではないが、仮に麒麟HDがミャンマー・ブルワリーのM&A前のものだったとしても、麒麟HDの問題ともいえる企業行動が発覚した時点で融資の是非を再検討すべきである。

調査対象事業における日本の公的金融の関与と責任

<Yコンプレックス事業>

Yコンプレックスの総事業費は約3億3,250万米ドル（約377億円）の予定で、うち約8割が日本の民間だけでなく、公的金融も含めるかたちで出資される⁷¹。株式会社国際協力銀行（JBIC）は、東京建物、フジタ、JOINが共同出資するシンガポール法人YMDとの間で融資金額約4,700万米ドルを限度とする貸付契約を2018年12月18日に締結している⁷²。

そして、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）は、このYMDに約49.4百万米ドル（約56億円）の出資及び約41.8百万米ドル（約47億円）の債務保証を決定し2017年7月28日に国土交通省から許可をうけている⁷³。JBICとJOINの事業の原資は日本の公的資金である。

JBICは、日本政府が100%株式を保有する特殊会社で、株式会社国際協力銀行法に基づいて設立された日本の輸出信用機関である。その役割は、民間の金融機関の業務を補完しつつ、「日本にとって重要な資源の海外における開発および取得の促進」、「日本の産業の国際競争力の維持および向上」、「地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進」、「国際金融秩序の混乱の防止またはその被害への対処」に資するとされる、リスクマネーの供給と定められている⁷⁴。

組織は幾度もの変遷を経ている。そもその前身は日本輸出銀行で、1999年に海外経済協力基金と統合し、旧国際協力銀行となった。これが2008年に日本政策金融公庫に統合され、2012年4月に公庫から分離、現在のJBICとなる。旧国際協力銀行の時代は、政府開発援助（ODA）の有償資金協力等を担っていたが、2008年時点でその部門は国際協力機構（JICA）に移されている⁷⁵。

JBICはその活動に必要な資金を、財政融資資金借入金、政府保証外債、財投機関債、政府出資金、外国為替資金借入金等で調達している。財政融資資金、政府保証外債発行、外国通貨長期借入金に関する政府保証、また、政府出資金等については、国の予算（一般会計予算と特別会計予算）の一環として国会に提出されており、JBICの収入支出予算と共に国会の承認を得る決まりとなっている⁷⁶。毎年の増減があるものの、政府保証外債がその調達資金の中心を占めている。

⁷¹ 「日本企業の技術力が結集する注目プロジェクト Y Complex（仮称）の全貌」
<https://myanmarjapon.com/sf/2001/2.html>（2021/10/6 閲覧）

⁷² 国際協力銀行、2018年12月18日プレスリリース（同上）

⁷³ http://www.join-future.co.jp/news/index.php?c=topics_view&id=20170728-1（2021/10/6 閲覧）

⁷⁴ <https://www.jbic.go.jp/ja/about/role-function/images/jbic-brochure-japanese.pdf>

⁷⁵ https://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/press_ja/2012/04/6514/news240401a.pdf

⁷⁶ https://www.jbic.go.jp/ja/information/annual-report/pdf/2020_m01.pdf

表2. JBICの資金調達の実績と計画

| | 2016年度 実績 | 2017年度 実績 | 2018年度 実績 | 2019年度 実績 | 2020年度 計画 |
|-----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 財政投融资特別会計勘定出資金 | 1,420 | 822 | 201 | 985 | 800 |
| 財政融資資金借入金 | 5,305 | 2,095 | 1,096 | 437 | 2,810 |
| 外国為替資金借入金 | 11,427 | 8,544 | 6,549 | 4,229 | - |
| 外国通貨長期借入金 | - | - | - | - | 400 |
| 政府保証外債 (註) | 11,062 | 16,297 | 7,242 | 8,494 | 29,025 |
| 財投機関債 (註) | - | 600 | - | - | 200 |
| 回収金等によるその他自己資金等 | △7,210 | △11,089 | △574 | 2,895 | 765 |
| 合計 | 22,004 | 17,269 | 14,513 | 17,041 | 34,000 |

(単位:億円)

(註)債権の金額は額面ベース

出典:国際協力銀行年次報告書(2020)

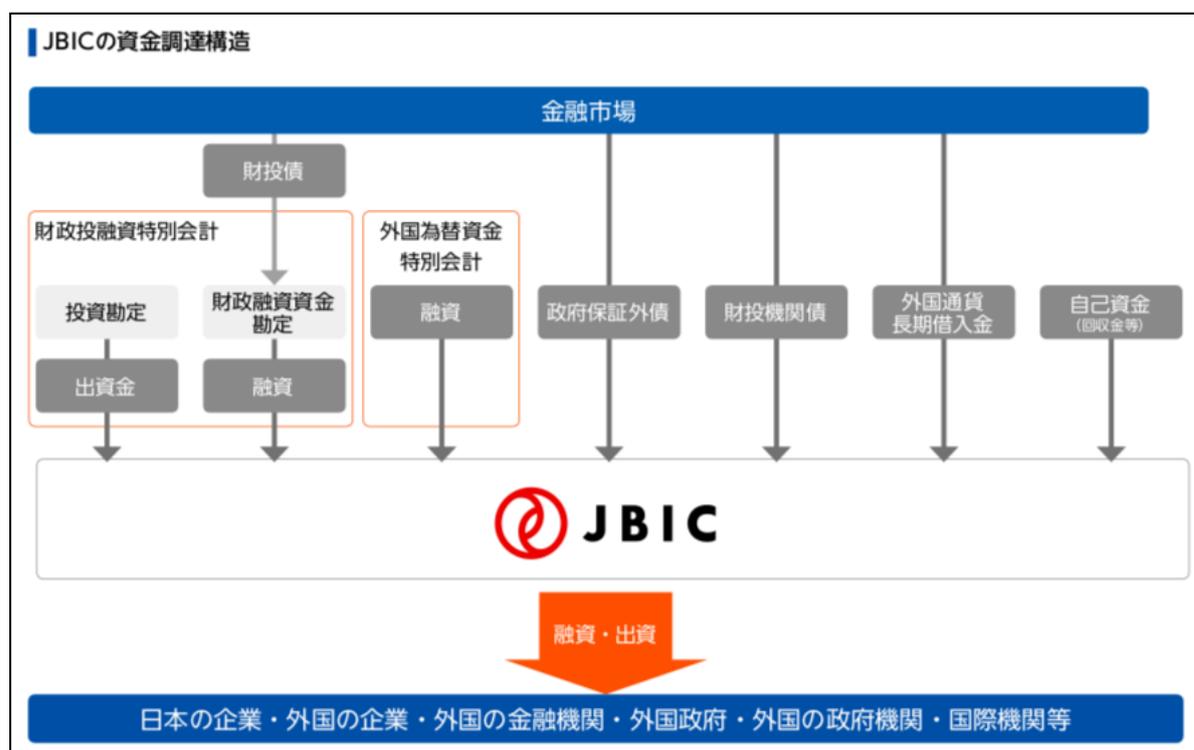


図4. JBICの資金調達構造 出典:国際協力銀行年次報告書(2020)

上記のように、財投債、政府保証外債、財投機関債、外国通貨長期借入金は、市場で調達されている。

JBICの2020年度末の出融資残高は約13兆9,065億円、保証残高は約1兆8,383億円、合計約15兆7,448億円に上る⁷⁷。

一方JOINは、「日本の知識、技術及び経験を活用し、海外の交通及び都市開発等のインフラ事業を行う日本企業の海外市場への参入促進と、日本経済の持続的な成長への寄与を目的に、官民により2014年に設立されたインフラファンド」であり、その役割は、共同出資に

⁷⁷ <https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2021/0607-014817.html>

よるリスクマネーの供給（投資リスクの分担）、関係省庁や政府系機関（JICA、JBIC、NEXI等）との連携、ハンズオン支援（取締役等の派遣を通じた事業参画、相手国政府との交渉等）とされる⁷⁸。官民ファンドと称されるが、実体としてはその資金の約96%が特別会計の財政投融资特別会計（投資勘定）から支出され、国税を原資としている⁷⁹。国土交通省が所管するが、事業の認可に当たっては、外務省、財務省、経済産業省と協議を行っている⁸⁰。

Y コンプレックス事業に関する JBIC、JOIN の責任

JFMの問題提起に呼応して2020年6月26日に行なったメコン・ウォッチの問合せに対し、JBICは参画企業の商業上の秘密を理由に、賃料の支払い者、支払い先を回答しなかった。また、同年11月に行われた財務省とNGOの定期協議会においても同様の回答をしている⁸¹。

メコン・ウォッチの問い合わせ後、2021年2月に国会議員からの問い合わせと会合があり⁸²、また、事業会社がEIAを公開し、その文書にJFMが入手したものと同様に契約書も添付されていたことから、JBICは企業と協議し支払先がEIAに記載されているDefence Accountであることをようやく公にした⁸³。

JBICには投融资において、事業地での環境や社会への負の影響を防ぐための「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン⁸⁴」がある。このガイドラインでは、検討する影響の範囲において、「調査・検討すべき影響は、合理的と考えられる範囲内での派生的・二次的な影響を含む」とあり、JBICは本事業の賃料という資金の流れを、数々の人権侵害に関与し、また、「民政化」後も国家のあらゆる機関から高い独立性を保った組織であるミャンマー国軍に渡る、という重大な問題をはらむことから、これを確認する必要があると考えられる。本事業の事業者の商業行為によって発生する資金が、国防予算に組み込まれるなどしていた場合、JBICは国軍の重大な人権侵害に加担する恐れがあった。だが、この点について、JBIC、所管官庁の財務省ともに、ガイドラインの確認の対象ではなかったと主張している⁸⁵。

また、ガイドラインで定める情報公開の基本的考え方にに基づき、JBICは、事業の資金の流れについて公に説明する責任を負っていたと考えられる。また、日本の公的資金が国軍の軍事行動を支えるのではないか、という疑義に対し、ミャンマー政府（あるいは国軍）側からの説明を期待することは難しい状態であり、ガイドライン遵守するという観点から問題であった。

また、日本政府の開発協力大綱⁸⁶では、政府開発援助（ODA）は「開発協力の軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避するとの原則を遵守しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に積極的に貢献する」ことを謳っている。JBICが融資する「その他政府基金（OOF：ODA以外の政府資金による開発途上国への経済協力）」においても、この原則は堅持されるべきである。特に、2017年8月に人道危機が発生し、国際的な批判を受けているミャンマーにおいて、2018年末に国軍を利する可能性の非常に高い事業に公的資金の提供を決定しているJBICと財務省は、人権擁護への配慮が著しく欠けていたと言わざるを得ない。

⁷⁸ <https://www.join-future.co.jp/about/company/>

⁷⁹ <https://www.join-future.co.jp/about/shareholders/>

⁸⁰ <https://report.jbaudit.go.jp/org/h29/ZUIJ13/2017-h29-Z3009-0.htm#ZUHYO1-7>

⁸¹ http://jacses.org/wp_jp/wp-content/uploads/2021/02/mof74.pdf

⁸² 石橋通宏参議院議員事務所と財務省、JBICのオンライン会合（2021/2/4）。

⁸³ 2021年3月5日の財務省NGO定期協議での対話。

http://jacses.org/wp_jp/wp-content/uploads/2021/05/mof75.pdf（2021/10/6閲覧）

⁸⁴ https://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/page/2015/02/34813/business_201502147_01.pdf

⁸⁵ 2021年3月5日の財務省NGO定期協議での対話。（同）

⁸⁶ 開発協力大綱。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/taikou_201502.html

JOIN に関しても、同様に、開発協力大綱に反する投資であると指摘が成り立ちうるだろう。大綱では、Ⅲ.実施 (1) 実施上の原則、イ.開発協力の適正性確保のための原則、において以下のように定める。

開発協力政策や個別の事業の適正性確保、また当該国・社会に与える様々な影響への配慮の観点から、以下の原則を常に踏まえた上で、当該国の開発需要及び経済社会状況、二国間関係等を総合的に判断の上、開発協力を実施する。

(ア) 民主化の定着、法の支配及び基本的人権の保障に係る状況
開発途上国の民主化の定着、法の支配及び基本的人権の尊重を促進する観点から、当該国における民主化、法の支配及び基本的人権の保障をめぐる状況に十分注意を払う。

(イ) 軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避
開発協力の実施に当たっては、軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する。民生目的、災害救助等非軍事目的の開発協力を相手国の軍又は軍籍を有する者が関係する場合には、その実質的意義に着目し、個別具体的に検討する。(以下略)

JOIN は、投資の前に、この原則を踏まえ、ミャンマーでの民主化の定着、基本的人権の尊重を促進するために、国防省あるいは国軍に賃料が渡らない配慮ができることを、事前に確認すべきであった。事業地が国軍の所管である国防省のものであることから、この事業スキームでは「軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する」ことは現状、極めて困難である。仮に、JBIC や JOIN が開発協力大綱の枠組みの外にあるとすれば、税を原資とする日本の公的資金が軍事転用されても良いこととなり、大きな問題である。

特に JOIN は、環境社会配慮のある事業に関与するとされているものの、そのガイドライン等の規範は公開されていない。これまで、メコン・ウォッチを含む NGO からの Y コンプレックス事業と国軍の関係を断つ要請⁸⁷などに対し、所管官庁の国土交通省も含め、公に反応したことは一度もなく、公的資金を原資とするファンドでありながら、日本の市民や国際社会に対し説明責任を著しく欠いている態度を続けている。

<キリンホールディングスとミャンマーにおけるビール事業>

キリン HD がミャンマーにおけるビール事業参入の際、2015 年に当時 MEHL 社との合弁会社を保有していたシンガポール法人のフレイザー・アンド・ニーヴ社より同社が保有しているミャンマー・ブルワリー社の株式 55% を購入した。この株式取得資金はキリン HD 自身が「外部購入で充当」と発表しており、JBIC の資金も供与されている。

JBIC は、2015 年 11 月に「海外展開支援融資ファシリティ」の一環として、キリン HD にミャンマー法人ミャンマー・ブルワリーの買収に必要な資金（買収総額：560 百万米ドル）の一部を融資する貸付契約を締結した、と発表した。JBIC は、「日本企業による海外での M&A に必要な長期外貨資金を供給することで、日本企業の海外における事業拡大や新たな事業展開を支援し、日本の産業の国際競争力の維持及び向上に貢献するものです」としている。融資額、協調融資先は公開されていない。

そして、キリン HD の MBL に対する M&A の資金を提供した JBIC は、この間、公には何ら反

⁸⁷ 【要請】 ミャンマー国軍の資金源を断ち切る具体的な行動をとってください(2021/4/14)
https://foejapan.org/aid/doc/pdf/202104_join.pdf

応を示していない。

アムネ스티は、日本政府にはミャンマーで事業をする自国企業が、人権侵害を助長したり引き起こしたりすることがないように保障する責務があり、当局が日系企業に対し、ミャンマーで投資やビジネスを行なうにあたり、事前にデュー・ディリジェンスを実施することを義務付けるべきである、と指摘している。この責任の大部分は、JBICが融資審査やその後の事業モニタリングの中で担うべき性質のものと考えられる。

日本政府は、2016年にビジネスと人権に関する国別行動計画（NAP）を策定する計画があることを表明し、2020年に完成させた。しかし、その中ではJBICに関し、財務省らが今後も運用の改善等を通じて、実効性の向上に努めていく、とあるのみで、キリンHDの関与したミャンマーでの人権侵害に対する具体的な取り組みにつながるような内容は見られない。日本政府は、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を尊重し、ミャンマーで発生している国軍の暴力に対し、更に早急な行動をとることが強く求められる。

また、同原則の「紛争影響地域において企業の人権尊重を支援すること」の項に対する対応も必要である。

ビジネスと人権に関する指導原則 第7項 紛争影響地域において企業の人権尊重を支援すること

重大な人権侵害のリスクは紛争に影響を受けた地域において高まるため、国家は、その状況下で活動する企業がそのような侵害に関与しないことを確保するために、次のようなことを含めて、支援すべきである。

- a. 企業がその活動及び取引関係によって関わる人権関連リスクを特定し、防止し、そして軽減するよう、できるだけ早い段階で企業に関わっていくこと。
- b. ジェンダーに基づく暴力や性的暴力の双方に特別な注意を払いながら、侵害リスクの高まりを評価しこれに対処するよう、適切な支援を企業に提供すること。
- c. 重大な人権侵害に関与したその状況に対処するための協力を拒否する企業に対して、公的な支援やサービスへのアクセスを拒否すること。
- d. 重大な人権侵害に企業が関与するリスクに対処するために、国の現行の政策、法令、規則及び執行措置が有効であることを確保すること⁸⁸。

この項の指導原則の解説では、「国家は、紛争影響地域では重大な人権侵害に関与するリスクが高いことを企業に警告すべきである。国家は、企業による人権デュー・ディリジェンスの実施のための規定を通じてを含む、その政策、法令、規制及び執行措置がこの高いリスクに有効に対処できるものであるかどうかを再検討すべきである。ギャップが明らかな場合には、国家はそれらに対処するために適切な手段をとるべきである。これには、その領域及び／または管轄内に住所を持つかもしくはそこで事業活動をする企業で、重大な人権侵害に関与したまたは助長したものの民事、行政及び刑事責任を検討することが含まれることもある。さらに、国家は、そのような行為を防止し、それに対処し並びに実効的な協同行動を支援するための多数国による共同アプローチを考慮する⁸⁹」とある。ミャンマーではクーデター前から複数の少数民族居住地域は紛争の影響下にあり、その中で戦争犯罪や人権侵害を引き起こしてきた主なアクターは、ミャンマー国軍であることからすれば、企業への警告を怠ってきた日本政府の責任も問われる。

(以上)

⁸⁸ ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために。前掲

⁸⁹ 前項と同じ。

編集：アジア太平洋資料センター（PARC）

協力：メコン・ウォッチ

発行：Fair Finance Guide Japan

写真提供：宇田雄三

本レポートに関するお問い合わせ先

特定非営利活動法人アジア太平洋資料センター（PARC） 担当：田中

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 1-7-11 東洋ビル 3F

03-5209-3455 / office@parc-jp.org